

1. 事故発生の日時 令和元年7月31日(水) 14時00分頃

2. 事故発生の場所 田辺市

3. 事故発生場所の工事名、工期

工事名：道路維持修繕工事

工期：令和元年6月26日～令和元年10月18日

4. 請負業者名 県内建設業者

5. 事故発生状況

当日は道路沿いの除草作業及び刈草の集積作業を作業員4名で行っていた。

14時頃、集積作業を行っていた被災者が体調不良を訴えたため、ドクターヘリにて救急搬送され、熱中症と診断された。

○男性1名 熱中症

6. 事故原因

- ・事故発生時の最高気温が32.8℃、暑さ指数が32.6℃(31以上：危険)と熱中症が起りやすい気象状況下での作業であったこと。
- ・クーラーボックスに水分を常備し、作業を1時間単位で区切り、30分程度休憩を挟むよう、元請けより指示していたが、作業員各々の水分・塩分の摂取状況及び、体調については個人任せで誰も把握できていなかったため、作業員の体調変化に応じた作業時間や内容の変更ができなかった。

7. 改善対策

熱中症の危険性及び対策・緊急時の対応について再度周知徹底するとともに、下記の対策等を実施し、再発防止を図る。

- ・熱中症の危険度を把握するため、暑さ指数測定器を現場に配備し、暑さ指数が25℃(警戒)を超えた場合、作業30分に対して、30分程度休憩を確保する。
- ・作業開始前の朝礼時に体調チェックリストを用いて各作業員の体調把握を行い、体調に不安があるものについては、作業時間や作業内容を配慮する。
- ・作業班ごとにリーダーを定め、リーダーが作業員各々の水分・塩分の摂取状況の把握を行う。
- ・緊急時の対策として、応急処置が迅速にできるよう、熱中症対策キット(経口補水液、瞬間冷却パック、体温計、熱中症応急処置マニュアル等)を配備する。